食品安全委員会プリオン専門調査会

第143回会合議事録

１．日時　令和８年10月１日（木）　14:00～15:07

２．場所　食品安全委員会　第二会議室

３．議事

（１）オランダから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について

（２）その他

４．出席者

（専門委員）

横山座長、今村専門委員、岩丸専門委員、上田専門委員、中村専門委員、
福田専門委員、松田専門委員、山本専門委員

（専門参考人）

高尾専門参考人

（食品安全委員会）

祖父江委員長、春日委員

（事務局）

尾﨑事務局長、前間事務局次長、國保評価第二課長、蟹江評価調整官、奥村課長補佐、
小財評価専門官、岡田技術参与

５．配布資料

資料　　オランダ評価書（案）たたき台

参考資料　食品健康影響評価について

「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて」（平成23年12月19日付け厚生労働省発食安1219第２号）

６．議事内容

○横山座長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第143回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

まず、事務局から現在の出席状況の報告をお願いします。

○奥村課長補佐　先生方におかれましては、お忙しい中、会議に御参加いただきましてありがとうございます。

本日の会議は、ウェブ会議システムを併用し、公開で開催しております。また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

出欠状況の報告の前に、先般、食品安全委員会事務局の人事異動がございましたので、御紹介いたします。

８月６日付で局長の尾﨑が着任しておりますので、御挨拶申し上げます。

○尾﨑事務局長　尾﨑でございます。よろしくお願いいたします。

○奥村課長補佐　また、私は８月１日付で事務局に着任しました奥村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出欠状況の報告をいたします。

本日の会議につきましては、８名の専門委員に御出席いただいております。欠席の専門委員は、斉藤専門委員、佐藤専門委員、筒井専門委員、花島専門委員です。

また、高尾専門参考人に出席いただいております。

本日、食品安全委員会からは祖父江委員長、春日委員が御出席です。

本日はウェブ会議形式を併用して行いますので、会議を始める前にウェブ会議形式で御参加いただく方への注意事項をお伝えいたします。

発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフにしていただくようお願いいたします。御発言いただく際は、ウェブ会議画面上の挙手ボタンを押すようにお願いいたします。御発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフにしてください。

音声接続不良や通信環境に問題がある場合は、カメラをオフにすることや、再入室により改善する場合もございます。マイクが使えない場合は、ウェブ会議システムのメッセージ機能によりお知らせください。全く入室できなくなってしまった場合には、事務局までお電話いただきますようお願いいたします。

また、議事中、議決事項等に関する意思確認をいただくことがございますが、御賛同の場合は手で丸をつくる、御意見がある場合には挙手ボタンを御使用いただくなど、意思表示いただきますようお願いいたします。

以上がウェブ会議における注意事項となります。よろしくお願いいたします。

○横山座長　どうもありがとうございます。

続きまして、事務局から本日の議事と配布資料について説明してください。

○奥村課長補佐　それでは、本日の議事と配布資料について確認させていただきます。

本日の議事は、「オランダから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について」及び「その他」でございます。

本日の資料は、議事次第、専門委員名簿のほかに、資料１点、参考資料１点及び机上配布資料１点です。

資料の不足がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。
○横山座長　続きまして、各専門委員の利益相反の確認について、併せて事務局から報告をお願いします。
○奥村課長補佐　それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。
先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月２日委員会決定の２の（１）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。
以上です。
○横山座長　先生方、御提出いただいた確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいですか。

（異議なしの意思表示あり）

○横山座長　ありがとうございます。
議事（１）に入る前に、先だって３月５日に開催されました専門調査会での審議内容について御報告させていただきます。
牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（国内と畜牛に関するSRM範囲の変更）に関しまして、諮問事項の国内と畜牛に関するSRM範囲の変更について、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く）、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く）及び脊髄」に変更した場合のリスクの差は非常に小さく、食品を介した人への健康影響は無視できるとの評価結果（案）を取りまとめました。
本件につきまして、30日間パブリックコメントの募集を行い、その後、６月９日の第1027回食品安全委員会の審議を経て、６月11日付で評価結果がリスク管理機関である消費者庁及び厚生労働省へ答申されました。現在は、リスク管理機関において国内と畜牛に関するSRM範囲の変更に係る所定の手続を進めていると伺っております。
以上、報告までです。
それでは、議事（１）「オランダから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について」を進めたいと思います。
まず初めに、オランダ産の牛肉等に関する本調査会における審議の経緯について振り返らせていただきたいと思います。
参考資料を御準備ください。
本件に関しましては、平成23年（2011年）12月19日付で厚生労働省からオランダから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について諮問を受け、本調査会における審議を経て、平成24年（2012年）の10月、月齢制限を30か月以下、SRMの範囲を変更した

場合のリスクに関して、人への健康影響は無視できるとのリスク評価が行われ、厚生労働省に答申されています。

その後、平成25年（2013年）２月に同国からの牛肉等の輸入が再開されておりますが、今般、オランダ政府から牛肉等の輸入条件を月齢条件なしとするための追加の資料が厚生労働省を通じて提出されたということです。

このたび、起草委員におきまして提出された追加資料を精査し、評価書の原案を作成いたしましたので、まずは事務局から説明をお願いします。

○小財評価専門官　それでは、説明させていただきます。

資料のオランダ評価書(案)たたき台と机上配布資料を御用意いただければと思います。

評価書（案）の作成に当たりましては、起草委員の先生方において追加で厚生労働省へ確認が必要な事項が検討されましたので、その内容につきましては、机上配布資料としてまとめさせていただいているという状況です。

また、評価書（案）中ですけれども、机上配布資料に対応する部分につきましては黄色ハイライトでお示ししているという状況です。

まず、評価書（案）たたき台から御説明させていただきます。

「プリオン評価書（案）オランダから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」を御覧ください。

まず初めに、評価書（案）の１ページ目を御覧いただければと思います。

構成につきましては、これまで取りまとめいただいております輸入牛肉等の評価書と同様の内容となっておりまして、まずⅠが背景、次にⅡが評価の考え方、Ⅲがリスク管理措置の点検、Ⅳが食品健康影響評価となっております。

続きまして、同じく評価書（案）の10ページを御覧いただければと思います。

「Ⅰ．背景」ということで、BSE発生の経緯と、オランダから輸入される牛肉等に関しましてリスク管理機関が講じている規制措置や評価の経緯が記載されております。

11行目からのパラグラフには、オランダからの牛肉等の輸入を2001年１月に停止したこと、14行目からは「輸入月齢の規制閾値を30か月齢とした場合のリスク」及び「SRM範囲を変更した場合のリスク」について食品安全委員会で評価を行い、2012年10月に答申されたということが記載されております。

なお、本評価に係るSRM範囲に係る諮問事項につきましては、「輸入禁止」という状態から「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱」とした状況に変更した場合のリスクの比較となっております。

また、これらの評価を踏まえまして、厚生労働省ではオランダから輸入される牛肉等の輸入を2013年２月に一定の条件下で再開したということが記載されております。

また、今回評価の対象となります諮問事項、「国際的な基準を踏まえて月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」につきましては、最初のオランダの評価要請時に併せて諮問があったものでありまして、27行目からですけれども、このたび、リスク管理機関から評価

に当たり必要となる情報が提出されたため、本評価を進めることになったという経緯が記載されております。なお、現段階では追加の確認事項があるということで、本日の御審議及び今後得られる回答を踏まえまして評価書(案)を取りまとめさせていただく予定です。

続きまして、11ページを御覧ください。

こちらは先ほど申し上げました厚生労働省からの諮問事項が抜粋されております。

続きまして、12ページを御覧いただければと思います。

こちらが「Ⅱ．評価の考え方」となっております。

８行目からですけれども、輸入牛肉の月齢制限の撤廃に関する評価に関しましては、食品安全委員会は、2019年に米国、カナダ、アイルランドから輸入される牛肉等について、「国際的な基準を踏まえまして、さらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関する食品健康影響評価、以下「2019年１月評価」と呼ばせていただきますけれども、こちらを取りまとめていただいております。

25行目以降にこちらの2019年１月評価の考え方を引用しておりますけれども、次の13ページに記載しております①及び②を検討することとされております。

再度12ページにお戻りいただきまして、15行目からになりますけれども、先ほどの①に係る知見につきましては、現時点では2019年１月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はないということから、2019年１月評価と同様の考え方に基づき食品健康影響評価を行うこととし、2019年１月評価に示すリスク管理措置が適切に行われているか、オランダにおける実施状況を点検することとしたという案になっております。

評価書（案）の14ページから16ページにかけましては、こちらの2019年１月評価の説明に関連した資料となっておりまして、14ページの図１ですけれども、本年８月にスコットランドにおいて発生した定型BSEに関連しまして、2026年の英国のBSE発生頭数を更新しております。

なお、今般の定型BSEの発生を受けまして、当該国のBSEリスク管理措置の実施状況を確認した上で対日輸出条件を満たすものについては牛肉等の輸入を継続していると厚生労働省から伺っております。

なお、英国におきまして疫学調査が行われているということですので、食品安全委員会としましては、今般の疫学調査の結果も含め、英国におけるBSE対策に係るリスク管理措置の実施状況や有効性について、リスク管理機関と連携して情報収集を継続しまして、新たな情報が得られた場合には皆様に情報提供を行いたいと考えております。

続きまして、評価書（案）の17ページを御覧いただければと思います。

ここからは「Ⅲ．リスク管理措置の点検」となっております。

まず「１．国際的な基準及び各国の対策の概要」としまして、こちらは主要なリスク管理措置であります飼料規制、BSEサーベイランス体制、SRMについて、諮問事項にもあります国際的な基準であるWOAHコードの規定とEUを含めた各国の規制の概要が記載されております。オランダにつきましては、EUの加盟国ですので、飼料規制等のBSE関連規制はEU法体

系に基づく管理、すなわちEU規制が施行されれば、原則全ての加盟国に等しく適用され、遵守が求められることとなります。

こちらに関しましては、（１）飼料規制、（２）サーベイランス体制、（３）SRMの概要をそれぞれ記載した上で、19ページ以降となりますけれども、具体的な内容を表２、表３、表４として取りまとめられております。

続きまして、同じく評価書（案）の22ページ以降になりますけれども、まず22ページを御覧いただければと思います。

ここからがオランダにおける「２.「生体牛のリスク」に係る措置」について記載されている項目となります。

４行目から（１）侵入リスク、①生体牛については、初期の頃は英国等からの生体牛の輸入が制限されておりましたけれども、現在は輸出国のBSEステータスの分類に応じた輸入条件が適用されているということでございます。

続きまして、15行目からが②肉骨粉等についてですけれども、肉骨粉等の輸入に関しましては、1990年からオランダ独自の規制が始まりまして、現在はEU規則に基づいた規制がなされております。

続きまして、26行目からですけれども、（２）国内安定性としまして、①飼料規制につきましては、2001年から牛乳、乳製品等の一部を除き、全ての家畜に動物由来たん白質を給与することを禁止するという措置が講じられております。また、2021年にEU規則が改正されまして、交差汚染防止措置を取る等の一定の条件下で鶏由来加工たん白質を豚に給与すること、豚由来加工たん白質を鶏に供与することが可能となっております。

なお、飼料工場におけるライン分離等の交差汚染防止措置の詳細につきましては、確認事項があるということで黄色ハイライトで示されております。

こちらの具体的な内容に関しましては、机上配布資料を御覧いただければと思います。

机上配布資料の１ページの質問事項２を御覧ください。先ほどもお伝えしましたように、EUでは2021年に飼料規制が改正されたことを把握している。また、オランダにおいては牛用と鶏・豚用両方の飼料を取り扱っている飼料工場が存在するということですけれども、ライン分離等により交差汚染防止措置が取られているという理解でよいかを確認するといった内容となっております。

続きまして、評価書（案）のほうにお戻りいただきまして、23ページを御覧ください。

23ページの１行目からになりますけれども、②SRMの処理及び利用実態についてです。オランダにおけるSRMにつきましては、EU規制に基づき12か月齢超の頭蓋及び脊髄となっておりまして、除去されたSRMは最終的に許可された施設で焼却されることとなっております。

続きまして９行目ですけれども、③レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策です。レンダリング施設に対しましては、EU規則に基づいて動物性副産物がリスク別に３つのカテゴリーに分けられて処理されております。

また、13行目からの飼料につきましては、①の飼料規制の内容と同様となっております。

続きまして、同じく評価書（案）23ページの21行目を御覧いただければと思います。④レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況についてです。レンダリング施設・飼料工場については、オランダ食品消費者製品安全庁、NVWAと言いますけれども、こちらの監督の下、定期的に立入検査と各種点検が行われております。

現時点の状況としましては、2021年時点でレンダリング施設は１施設、飼料工場は563施設ありますけれども、24ページの２行目以降にお示ししているように、不足データや不適合事例があるということで、こちらを確認するため、現時点では未記載となっております。

こちらの確認事項につきましては、再度机上配布資料を御覧いただければと思います。

机上配布資料１ページの質問事項３となります。また、こちらの記載の参照元となります先方からの提出資料は参照24～29が該当いたしますので、適宜御覧いただければと思いますけれども、会場の皆様にはこちらの資料はiPadにお入れしておりますので、そちらを適宜御覧ください。

それでは、まず机上配布資料の質問事項３の１ポツ目ですけれども、レンダリング施設及び飼料工場の立入検査及びサンプリング検査のデータが不足している年があることから、それらを要求するという内容となっております。

続きまして２ポツ目ですけれども、2014年、2015年の資料内Table2において違反事例が１件ありますけれども、この違反事例について具体的な内容及び改善措置を可能な範囲で御回答いただきたいというものです。

３ポツ目はTable3に関連したものになっておりまして、2018年以降、飼料工場におけるサンプリング検査の不適合事例が減少している理由について御教示いただきたいというものです。

続きまして、４ポツ目はTable4に関連した事項ですけれども、１つ目のバーは、2014年、2015年について、違反のフォローアップが法的調査や調査継続中というものがありますけれども、こちらに関して可能な範囲で各事例の状況について御回答いただきたいというものです。

続きまして、２つ目のバーですけれども、サンプリング検査につきまして、2016年は飼料工場と農場において実施し、農場における違反については飼料工場の違反として計上しているということですけれども、2014年、2015年、2017年、2018年も同じ認識でよいかということを確認するということでございます。

３つ目のバーですけれども、2014年の魚骨片等に係る違反に関しまして、「Corrective measures」及び「Follow up」が「None」となっているものがあるため、その対応状況及びその理由を可能な範囲で御回答いただきたいというものです。

机上配布資料は次のページを御覧いただきまして、一番上のバーですけれども、2015年、2016年の肉骨粉に係る違反に関しまして、PCR検査を行った場合のフォローアップとして２種類の記載があるため、これらの記載の意味する内容の違いについての説明、また、「Not

detectable」は何に対しての結果かということを可能な範囲で御回答いただきたいというものになっております。

次のバーですけれども、2018年の骨片の検出に係る違反につきまして、飼料の原材料として乳製品が使用されていたことが理由とされておりますけれども、骨片は反すう動物由来のものではなく、検出されたDNAは乳製品が混入したためという理解でよいか。また、2019年の原因が分からなかった事例につきましては、その後の対応について可能な範囲で御回答いただきたいというものになっております。

また、次のポツですけれども、今までの違反事例につきまして、これらにつきましては反すう動物由来たん白質の反すう動物用飼料またはその原料への混入事例やSRMの家畜用飼料またはその原料への混入事例、つまり、禁止物質等混入事例ではなかったということでよいかを確認する内容となっております。

また、評価書（案）にお戻りいただきまして、こちらの立入検査等の結果につきましては評価書（案）の25ページ、26ページの表５～８にお示ししております。こちらの表につきましては、先ほどお伝えしましたように、禁止物質等混入事例の有無などを確認する必要がございますので、現在は●でお示ししている箇所があるという状況でございます。

資料が前後してしまって申し訳ないのですけれども、再度机上配布資料を御覧ください。また、順番が前後しますが、１ページを御覧いただきまして、質問事項１ですけれども、国内安定性の確認としまして、NNVWの組織に関する最新の情報を確認するという内容となっております。

続きまして、再度評価書（案）の27ページを御覧いただければと思います。

（３）ですけれども、サーベイランスによる検証となっております。こちらはサーベイランスの概要が記載されている項目ですけれども、２行目からがこれまでオランダが実施してきたサーベイランスの内容となっておりますが、2011年７月以降の状況につきましては確認する必要があるということで未記載、また、28ページのBSEサーベイランスの頭数につきましても確認事項が必要ということで、該当箇所につきましては●または未記載となっております。

これらの具体的な内容につきましては、机上配布資料の２ページを御覧いただければと思います。

まず質問事項４ですけれども、こちらの１ポツ目にお示ししておりますが、2012年評価以降のBSEサーベイランスの検査対象月齢につきまして、その変遷に関する情報を確認する。２ポツ目ですけれども、現在も健康と畜牛カテゴリーにおける検査が実施されている場合には、どのような牛が対象となっているかを確認する。最後の３ポツ目は不足しているデータを要求するという内容になっております。

続きまして、再度評価書（案）にお戻りいただきまして、29ページを御覧ください。

（４）としましてBSEの発生状況となります。

①発生の概況ですけれども、オランダでは1997年３月に国内で初めてBSE検査陽性牛が

確認され、2002年の24頭をピークに以降は減少しております。

BSE検査陽性牛における発生状況に関しても確認事項がございます。こちらの具体的な内容につきましては、机上配布資料を御覧いただければと思いますけれども、内容としましては机上配布資料の質問事項５が該当いたします。今回提出された資料では、定型BSEについては2011年に検出されたものが最終ということですけれども、2012年評価時に提出された資料では、2011年につきましてはL-BSEとなっておりますので、どちらの情報が正しいのかを確認するという内容となっております。

再度評価書（案）にお戻りいただきまして、評価書（案）の29ページを御覧いただければと思います。

９行目からが②出生コホートの特性です。出生年別のBSE検査陽性牛の頭数につきましては図３として、飼料規制強化後に出生した定型BSE陽性牛につきましては表10にお示ししております。定型BSE陽性牛の出生時期につきましては1996年が最も多くなっておりまして、2001年２月に生まれた１頭を最後に、直近の25年間に生まれた牛では定型BSEの発生は確認されておりません。

続きまして、評価書（案）の31ページを御覧いただければと思います。

こちらからが「「食肉処理に関連したリスク」に係る措置」となっております。

４行目、（１）SRM除去、①SRM除去の実施方法等についてです。脊髄の除去につきましては、背割り後に小さな金属製の器具により除去されまして、その後、脊柱管は吸引洗浄装置により洗浄されます。SRMが適切に除去されていることは検査官により確認されているということでございます。

続きまして22行目、②SSOP、HACCPに基づく管理となっております。全てのと畜場及び食肉処理施設においてはHACCPを導入することが義務づけられております。なお、最新の情報としましては、と畜場においては2021年にはSRM除去に関する遵守が不十分であったという事例はなかったということでございます。

続いて32行目からですけれども、（２）と畜処理の各プロセス、①と畜前検査ですけれども、と畜場に搬入される牛につきましては、NVWAの検査官による検査を受けまして、BSEが疑われる場合にはWBVRによってBSE検査が実施されます。

続きまして、32ページを御覧いただければと思います。

２行目からですけれども、②スタンニング、ピッシングとなっております。こちらですけれども、頭蓋内に圧縮空気が入るタイプのスタンガンは使用されておりません。また、ピッシングについては禁止されているということでございます。

続きまして８行目ですけれども、こちらは（３）その他としまして、EU規則に基づき、牛、めん羊、山羊由来の機械的回収肉の製造は禁止されていることなどが記載されております。

こちらの17行目からですけれども、③我が国における輸入時検疫についてですけれども、オランダ産牛肉等につきましては、冒頭でお話ししましたように2013年２月から一定の条

件の下で輸入が再開されておりますけれども、こちらの項目につきましても確認事項がございますので、再度机上配布資料を御覧いただければと思います。

机上配布資料２ページ、最後の質問事項６が該当しますが、オランダにつきまして、輸入再開後、４件の不適合事例が確認されておりますけれども、そのうち１件につきましては現在も当該出荷施設からの輸入手続は保留中ということですので、本件に関する詳細情報を御提出いただきたいといった内容になっております。

以上がオランダにおけるリスク管理措置の点検結果の概要となっておりますけれども、再度、評価書（案）の33ページを御覧いただければと思います。

33ページから35ページですけれども、こちらに関しましてはBSE対策の点検結果表となっております。先ほど御説明しました内容に基づきまして、こちらの点検表にチェックが入れられておりますけれども、現時点では確認事項がございますので、埋められない部分につきましては黄色ハイライトで示されているという状況でございます。

同じく評価書（案）の36ページを御覧いただきまして、「Ⅳ．食品健康影響評価」の部分ですけれども、こちらにつきましては確認事項の部分が幾つかありますので、現時点ではこちらは空欄となっておりまして、評価書（案）の最初の「要約」部分につきましてもこちらを御審議いただいた後に挿入する予定となっております。

以上が評価書（案）と机上配布資料の説明となります。よろしくお願いいたします。

○横山座長　どうもありがとうございます。

ただいま、事務局から現行の評価書（案）について説明をいただきました。

起草委員の岩丸専門委員、中村専門委員及び高尾専門参考人から何か補足説明があればよろしくお願いいたします。

お願いします。

○岩丸専門委員　岩丸です。

事務局からの御説明に対して補足はございません。

以上です。

○横山座長　ありがとうございます。

中村専門委員、いかがですか。

○中村専門委員　私のほうからも特に質問事項はございません。よろしくお願いいたします。

○横山座長　高尾専門参考人、いかがでしょうか。

○高尾専門参考人　ありがとうございます。

私のほうも特にございません。ありがとうございます。

○横山座長　どうもありがとうございます。

今回の評価書（案）ですけれども、実際のリスク管理措置の実効性がどのように担保されているかというようなところに主眼を置いたものになっているのが前回と比べて注力されているところかなと思っています。

佐藤専門委員からも特に御意見はないのですよね。
○小財評価専門官　現時点では佐藤専門委員からは特にご意見は届いておりません。
○横山座長　ありがとうございます。
それでは、まずは12ページの評価の考え方のところですが、現時点の案は2019年１月評価と同様の考え方に基づいてリスク評価を行うとされております。
先生方、このような考え方で進めるということでよろしいでしょうか。
いいですか。ありがとうございます。それでは、これまでの評価の考え方と同様に審議を進めていきたいと思います。
続きまして、以降はパートごとに分けて、評価書（案）についての先生方の御意見、御質問を受けたいと思います。
特に追加で確認が必要な点として、起草委員の先生方にまとめていただいた机上配布資料の質問事項（案）につきましては、先方に求める情報として、随分前の古いものも含まれていることから、リスクを評価する上で、また、科学的な必要性について質問事項ごとに重みづけをするというようなことも念頭に置きながら確認していただきたいと思います。具体的に言えば、古い情報で、回答が十分に得られなかったときに、それが本当に必要不可欠なものかどうかということを考えていただく必要があるかもしれません。
そこで、まず17ページを見ていただいて、「Ⅲ．リスク管理措置の点検」につきまして、まず１番目、「国際的な基準及び各国（オランダを含む）の対策の概要」ですが、国際的な基準については、これまで輸入牛肉の評価書においても確認をしてきたところです。また、オランダにつきましては、EU加盟国としてEU法体系に基づく管理が行われているとのことですが、こちらについて御意見または御質問等がありましたらお願いいたします。
先生方、いかがでしょうか。ここに記載いただいている情報で事足りるという考えでよろしいですか。
特に御意見がないようでしたら、続きまして22ページです。「「生体牛のリスク」に係る措置」で、ここの追加の確認事項として、机上配布資料の１番目にあります、質問事項の１にありますオランダ食品消費者製品安全庁の最新の組織図を確認する。どういった体制で今このリスク管理措置が担保されているとかということを確認するということ。
それから、①としまして飼料規制（規制内容）及び③のレンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策に関連し、飼料工場における交差汚染防止措置の実施状況を確認する。これが質問事項の２となります。
それから、その下のレンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況に関連して、不足データ、違反事例の内容の確認及び状況等について確認する。また、違反事例については、これらが反すう動物由来たん白質の反すう動物用飼料又はその原料への混入及びSRMの家畜用飼料又はその原料への混入がなかったということを確認する。質問事項の３となります。
以上の３つを質問事項として考えておりますけれども、ほかに何か追加すべき点等ござ

いましたら、またはこれに対する御意見でも結構ですし、お願いいたします。
　評価書（案）では黄色のマーカーで示されている箇所に具体的な実施状況が加筆されることによって、よりリスク管理措置の実効性が検証できるようになるだろうと考えている次第です。いかがでしょうか。
　岩丸専門委員、よろしくお願いします。
○岩丸専門委員　評価書（案）の26ページの表８なのですけれども、検査施設数は分かるのですけれども、オランダにどれぐらい牛用と鶏・豚両方の飼料を取り扱っている工場があるのかという総数の情報も欲しいなと思いました。そうすると、何％ぐらいの施設に検査したのだろうということが分かるので、もしそういう情報があればいいのかなと思いました。
　以上です。
○横山座長　ありがとうございます。飼料工場の取扱い畜種別の具体的な数ということですよね。
○岩丸専門委員　総数というのですか。分母、検査した種別の割合が知りたいということになります。
○小財評価専門官　事務局ですけれども、よろしいでしょうか。
　今あります情報としましては、オランダでは飼料工場のほうは反すう動物のみを扱っている施設は現時点ではないということです。今記載されている検査数の母数というものについては、どの位かということでしょうか。
○岩丸専門委員　2021年で563件入っているのですけれども、オランダ全体に何施設あるのかなという疑問です。
○小財評価専門官　今、こちらは反すう動物用飼料と鶏・豚等用両方の飼料を扱っている施設ということで数としては計上されている状況でございます。
　以上です。
○岩丸専門委員　分かりました。
○横山座長　反すう動物専用の飼料工場はゼロということでいいのですね。だから、563施設は全て反すう動物の飼料も作っているけれども、豚・鶏等用飼料も併せて製造している。それだけに、ラインの分離がちゃんとされているのかどうかの確認が必要になってくるということですよね。
○岩丸専門委員　私が言いたいのは、オランダに飼料工場が何個あるのかということです。例えば1,000施設あって、そのうちの536施設に2021年に調査したのか、それとも563施設あって、それに全部入ったのかというようなことを知りたいという意味です。質問になっていますでしょうか。
○横山座長　総数なのか、それとも延べの検査数なのかというのが岩丸専門委員の質問ですね。
○岩丸専門委員　そうですね。

○横山座長　でも、全部なのではないですか。23ページの22行目に2021年時点でレンダリング施設は１施設、飼料工場は563施設ありということなので、総数が563ではないかと。
○岩丸専門委員　すみません。そこを見逃していました。
○横山座長　ほかの先生方、いかがですか。
　山本専門委員、お願いします。
○山本専門委員　山本です。
　確かに2021年は載っているのですけれども、そもそも今回の評価書（案）を何年時点で作成するのかということにもよるのですが、今の原案では2021年が最新なので、2021年を本文で参照することができたのですけれども、こちらの表５、表６も後ろは「…」になっているので、これは後ろの年もデータをそろえるという意図で書いているのかなと思ったのですけれども、これはデータを収集するという意味でも、検査対象施設数を載せるという意味でも、何年までを対象にすることになるのでしょうか。
○横山座長　得られる最新のデータが対象になるというような考えでいます。山本専門委員、いかがですか。
○山本専門委員　最新ということですね。あと、いずれにしても、岩丸専門委員がおっしゃったように、これが全数を検査するということなのか、それとも、その一部を検査するということなのかという､いわゆる施設数の部分については､検査対象施設数を入れるか、何年以降は全施設をやったという事実を入れるか、どちらかはあったほうがいいと思っています。
　以上です。
○横山座長　ありがとうございます。
　では、この表８の数字が各年、全ての施設数に一致するのかどうかというのも併せて聞いてみてください。
　表７、８から見ると、2017年以降は恐らく全施設に対して立入検査がされていると思われるので、その理解で正しいかどうかというような聞き方をしていただいたらいいのかなと思います。
○小財評価専門官　承知しました。
○横山座長　ほかに先生方、いかがですか。よろしいですか。
　では、続きまして、27ページからのサーベイランスによる検証（BSEサーベイランスの概要）及び29ページからのBSEの発生状況ですが、追加の確認事項としましては、質問事項の４にありますとおり、BSEサーベイランスの検査対象月齢の変遷、また、現在も検査が実施されているのであれば、健康と畜牛の検査対象牛の詳細、また、不足データを確認するというのが机上配布資料の質問事項４です。それと、2011年に確認されたBSE検査陽性牛の正確な情報を確認していただくということがこのパートの質問事項となっています。
　補足しますと、健康と畜牛の検査対象は、これまでも評価書の中でも急に数字が増えたりというようなことが幾つかの国でありましたので、どういったものが分類されているの

かというようなことを確認するという趣旨になっています。それから、2022年以降は具体的にどれだけの数を検査しているかということが質問の事項となります。

ほかに例えば追加、または御意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、続きまして32ページのところです。32ページの28行目にあります輸入手続保留中の施設に関しての詳細は、厚生労働省のほうへ実際にどうなっているのかという確認をお願いします。

そして、33ページからの表11ですけれども、今お話しした確認事項の内容が分かり次第、レンダリング施設の交差汚染防止対策であるとか、監視体制とその遵守率の評価ができるということになり、そこでこの２つの項目は記載していくという形にしたいと思います。

その他、現時点の評価書（案）につきまして、全体を通じてでも結構ですし、また、各項目で追加で御質問、御意見等をいただいても結構ですので、先生方、何かございましたらお願いいたします。

山本専門委員、お願いします。

○山本専門委員　新しく追加させていただいたメンバーなので確認をさせていただきたいのですが、今回、これまでに得られているデータについて最新のデータまで追加していくということで、データによって最新の時点というのがずれてくると思うのですけれども、これまではどの時点で評価すると決めておられたのでしょうか。あるものについては例えば去年の10月まで、あるものについては去年の４月までみたいになったときに、10月までないと駄目という話をするのか、それとも去年の４月まであるのだったらそれでいきましょうという話をするのか。あるいは評価をする時点みたいなのを先に決めておいて、そこまでの時点まで情報があればいいということにするのか、決めておいたほうが恐らく厚生労働省からデータをもらう際に混乱がないかなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○横山座長　これまで、我が国でもそうですけれども、統計的なデータの収集はなかなかリアルタイムにできるものではないので、若干のタイムラグが生じるのは仕方がないかなと思います。ただ、公的に得られた最新のデータ、数字を基にここでは評価をするということで、何月何日までのものを必ずよこせというような形での質問はしてきていません。

○山本専門委員　そうしましたら、データがそろったところで、問題がありそうだったらそこで検討するけれども、基本的には厚生労働側から最新のものですと得られたものがそろったところで判断をしていくという考え方でよろしいですか。

○横山座長　はい。特にこの病気の場合、非常にタイムスパンの長いものですから、一時点でどうこうというよりも、その対策が数年にわたって問題なく行われていくかどうかといった評価のほうが大事なのかなと思っています。

○山本専門委員　ありがとうございます。

○横山座長　ほかはよろしいでしょうか。

先生方、今のような考え方でいいですね。

事務局のほうも特にいいですか。

では、特に追加の御質問等ございませんようでしたら、本日は、先生方、御議論いただきありがとうございました。

今後、本審議結果を踏まえまして、追加で確認が必要な事項につきましては厚生労働省に提出を依頼することとなります。その際、質問の趣旨が適切に伝わるようにするための文言調整等については私のほうに御一任いただくということでよろしいですか。

（同意の意思表示あり）

○横山座長　ありがとうございます。

○奥村課長補佐　事務局です。

先ほど26ページの表８のところで山本専門委員からいただいた御質問で、検査対象施設数を聞いたほうがよろしいのではないか、といただいたのですけれども、この後、質問事項をスムーズに厚生労働省に伝えるために、御質問の必要性や趣旨について少しお伺いしてもよろしいでしょうか。

○山本専門委員　岩丸専門委員の意見と同趣旨なのですけれども、検査対象施設について漏れなく検査が行われた体制として評価すればいいのか､それとも極端な言い方だと1,000も2,000もある中で560という数字なのかということが問題意識なのですが、その中で、少なくとも2021年については資料として提供されている合計施設数と検査施設が合っているので、類推するに今後も全数やるのかなということです。基本的には検査やモニタリングというのはどんどん縮小傾向にあるはずなので、もし把握可能なのであれば合計施設を把握しておくと、どのぐらいのカバー率で検査が行われているのかということについて把握できるかというのが趣旨です。

○奥村課長補佐　ありがとうございます。検査の体制の規模について知るために可能な範囲で聞くということで承知しました。

○横山座長　では、それでお願いいたします。

春日委員、お願いします。

○春日委員　春日です。

起草委員の先生方には、大変詳細に質問事項を御検討いただきましてありがとうございます。

先ほど座長がおっしゃったように、質問も多岐にわたるので、その中での重みづけですとか、それから、今追加でいただいた御質問も含め、回答がタイムリーに得られなかった場合に、どのように専門調査会として次の審議を進めていただけるのか、今の段階での大まかな方向性を少し話し合っていただけるとよいのではないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○横山座長　質問というか評価の趣旨としましては、現行、BSEの発生状況は全世界的に減

少しているということですので、起こるとしても極めて散発的な例にすぎないだろうと。それがフードチェーンから排除されるような管理体制がスタートしたということは、過去の評価書でも評価されているとおりですけれども、それが実際に今回の場合はオランダで継続されて実効性が保たれているかどうか。そこが判断できる材料を求めるというのが今回の質問の一番の趣旨だと考えています。

それから、極端に古いデータが例えば手に入らなくても、そこは十分に議論できる余地はあるのかなとは考えていますけれども、そういう回答でいかがですか。

○春日委員　ありがとうございます。

先ほど本日の場での審議の中にそういう項目を入れて議論したいとおっしゃったものですから、確認をさせていただきましたが、そういうことも含めた質問文のニュアンスを座長にお任せして、座長のほうでお考えいただけるということだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○横山座長　ありがとうございます。

山本専門委員、お願いします。

○山本専門委員　基本的には飼料規制と摘発実績、あと、サーベイランスという評価するには一般的に必要なデータかと思いますので、これらのデータについてはあまり困ることなく提供可能かなと思っているのですが、１点だけ気にしていまして、32ページ、これは国内措置ですけれども、輸入再開以降の不適切事例の対応で、個別事例について４件違反事例があって、３件については改善しますという返事があって、１件についてはまだ返事をもらっていないという状況に対して、今回の厚生労働省への作業依頼はこの１件はどうなったのと質問しているのですけれども、恐らくこの部分の趣旨というのは、輸入再開以降の不適切事例というのは、どんな感じでどんなふうにフォローアップされているのですかということを聞きたい趣旨で、この１件がどうなったかということは、言うなら古い話なので割とどうでもいいのかなと思っております。

この古い事例についての事実関係を確認するのが厚生労働省的に一番きついかなと思っていたのですけれども、そういう意味では、ここの輸入再開以降の不適切事例についてはもう少しゼネラルな書き方にしてあげて、不適切事例の合計事例数とその後のオランダの対応状況の概要みたいな聞き方をしてあげると答えやすいのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○横山座長　これはかなり古い事例なのですか。

○小財評価専門官　判明日は2024年７月４日の事例となっております。

○山本専門委員　そんなに古いわけではないのですね。

○横山座長　でも、これはオランダへの質問ではなくて、厚生労働省へ質問する案件ですよね。

○小財評価専門官　内容として厚生労働省向けの質問かと思いますけれども、その後、厚生労働省がどのように対応するかはリスク管理機関の判断かと思います。

○山本専門委員　参照41は配布に入っていないのですか。
○小財評価専門官　参照41なのですけれども、こちらはホームページの情報ですので、直接URLのほうにアクセスいただくという形になっております。
○山本専門委員　分かりました。
　今指摘しているのは、現時点の情報として違反事例として挙がっているもので３件解決済みで、１件がまだということなのですね。今、ホームページも確認しました。この内容であれば、聞いても特に問題ないと思います。
○横山座長　そうですね。
　先生方、ほかはよろしいですか。
　それでは、また後日でも結構ですので、質問事項、こういう点が今回聞き忘れていた、発言し忘れていたというようなことがございましたら、事務局のほうまでお知らせください。
　続きまして、議事の「その他」ですが、何かございますか。
○奥村課長補佐　特にございません。
　次回については、日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。
○横山座長　それでは、本日の審議は以上となります。
　先生方、どうもありがとうございました。